

限界税率表

普通法人

税目	課税標準	区分	～平成9年度	平成10年度	平成11年度～
法人税	所得金額	800万円以下	28%	25%	22%
		800万円超	37.5%	34.5%	30%
県民税	法人税額	一律	5%	5%	5%
事業税	所得金額	350万円以下	6.0%	5.6%	5.0%
		400万円以下	9.0%		
		700万円以下	12.0%	8.4%	7.3%
		800万円以下			
		800万円超			
市民税	法人税額	一律	12.3%	12.3%	12.3%
合計	所得金額	350万円以下	36.6%	33.1%	29.3%
		400万円以下	39.4%		
		700万円以下	41.8%	35.6%	31.3%
		800万円以下			
		800万円超			

* 前提・・・横浜市在、資本金等1億円以下、法人税等1,600万円以下

* 限界税率 = {法人税率+法人税率×(県民税率+市民税率)+事業税率} / (1+事業税率)

* 法人税と事業税の所得金額の差異、及び同族会社の留保金課税については考慮外

個人(事業者)

税目	課税標準	区分	～平成9年度	平成10年度	平成11年度～
所得税	所得金額	330万円以下	10%	10%	10%
		900万円以下	20%	20%	20%
		1,800万円以下	30%	30%	30%
		3,000万円以下	40%	40%	37%
		3,000万円超	50%	50%	
県民税	所得金額	700万円以下	2%	2%	2%
		700万円超	3%	3%	3%
事業税	所得金額	一律	5%	5%	5%
市民税	所得金額	200万円以下	3%	3%	3%
		200万円超	8%	8%	8%
		700万円超	12%	12%	10%
合計	所得金額	200万円以下	19.0%	19.0%	19.0%
		330万円以下	23.8%	23.8%	23.8%
		700万円以下	33.3%	33.3%	33.3%
		900万円以下	38.1%	38.1%	36.2%
		1,800万円以下	47.6%	47.6%	45.7%
		3,000万円以下	57.1%	57.1%	52.4%
		3,000万円超	66.7%	66.7%	

* 前提・・・横浜市在、業種第1種又は第3種

* 限界税率 = (所得税率+県民税率+市民税率+事業税率) / (1+事業税率)

* 各種税金の所得金額の差異、及び各年度の特別減税については考慮外

個人(非事業者)

税目	課税標準	区分	～平成9年度	平成10年度	平成11年度～
所得税	所得金額	330万円以下	10%	10%	10%
		900万円以下	20%	20%	20%
		1,800万円以下	30%	30%	30%
		3,000万円以下	40%	40%	37%
		3,000万円超	50%	50%	
県民税	所得金額	700万円以下	2%	2%	2%
		700万円超	3%	3%	3%
事業税	所得金額	一律	0%	0%	0%
市民税	所得金額	200万円以下	3%	3%	3%
		200万円超	8%	8%	8%
		700万円超	12%	12%	10%
合計	所得金額	200万円以下	15.0%	15.0%	15.0%
		330万円以下	20.0%	20.0%	20.0%
		700万円以下	30.0%	30.0%	30.0%
		900万円以下	35.0%	35.0%	33.0%
		1,800万円以下	45.0%	45.0%	43.0%
		3,000万円以下	55.0%	55.0%	50.0%
		3,000万円超	65.0%	65.0%	

* 前提・・・横浜市在

* 限界税率 = 所得税率+県民税率+市民税率

* 各種税金の所得金額の差、及び各年度の特別減税については考慮外